

適正な部活動の運営に関する方針

平成30年4月1日
群馬県教育委員会

学校教育の一環として、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、生徒の多様な学びの場として、大きな意義を持つ活動である。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動によっては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなってきたり、学校や地域によっては存続の危機にある状況も見られる。

生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするため、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

県教育委員会は、適正な部活動の運営に向けて、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」の提言（以下「協議会の提言」という。）やスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）に則り、「適正な部活動の運営に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定する。

県教育委員会は、「県方針」に基づく適正な部活動の運営を推進するため、市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）が適正な部活動の運営に向けて、「国のガイドライン」に則り、「県方針」を踏まえて、設置する学校に係る部活動の方針を策定するよう求める。また、各学校において、校長は、学校の設置者が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表すること、また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用の徹底に取り組むものとする。

なお、県教育委員会では、「県方針」の適用状況を把握するため、定期的にフォローアップ調査を実施し、その結果等を踏まえて、さらなる適正な部活動の推進に継続して努めていく。

1 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

- 県教育委員会は、「協議会の提言」や「国のガイドライン」に則って策定した「県方針」を踏まえた適正な部活動が、県内の各学校において推進されるよう、市町村教育委員会や学校法人等の学校設置者と連携して取り組むものとする。
- 市町村教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、「県方針」を踏まえ、各公立学校において、足並みを揃えて適正な部活動運営がなされるよう、「設置する学校に係る部活動の方針」（以下「市町村の方針」という。）を策定する。

- 各学校は、公立学校においては「市町村の方針」に則り、県立学校においては「県の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を作成し、全ての教職員が年度当初の職員会議等でその方針を確認するとともに、学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して保護者に説明し、共通理解を図る。さらに、地区別懇談会や学校公開等の機会を利用し、「学校の方針」を地域にも発信する。

顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者会等で説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。

- 市町村教育委員会は、各学校において学校の方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。県教育委員会は、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行う。
- 県教育委員会は、関係機関と連携して、私立学校においても「県方針」を踏まえた部活動の運営が推進されるように取り組むものとする。

（２）指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。
- 市町村教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の生徒を効果的に活用し、学校に配置する。また、従来の外部指導者も必要に応じて活用する。

なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合でも許されないこと、服務（部活動指導員においては校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修や会議等の取組を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることから、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について検討する。文化部についても、運動部と同様に、生徒のニーズを踏まえた部の設置について検討する。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技等の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(4) 地域との連携

- 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境等の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境等の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(5) 部活動検討委員会の設置

- 校長は、適切に部活動を実施するため、各学校の部活動に対しての取組や各部の活動を評価し、改善していくことが必要であることから、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会としての部活動検討委員会を設ける。

なお、委員会の設置に当たっては、学校評議員会などを活用し、できる限り関係者の負担の軽減を図るよう工夫する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行う。

指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わないこと。

なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

3 適切な休養日の設定等

(1) 適切な休養日等の設定

適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒にとって、心身に無理が生じることから、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など生徒の健康のことを考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。また、教員の負担軽減や長時間労働の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定する。

① 週当たりめ休養日の設定

〈中学校〉

- ・週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。
- ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

〈高等学校〉

- ・原則として、中学校と同様に、週2日以上休養日を設定する。
- ※ 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。
- ※ 高等学校は、各学校において、中学校教育め基礎の上に多様な教育が行われていることを考慮し、少なくとも週1日以上休養日を設定することとするが、学校の実態や全体の活動状況を踏まえながら今後も検討を続け、より適切な対応をしていくこととする。

② 長期休業中の休養日の設定

〈中学校・高等学校〉

- ・長期休業の意義を考慮して、中学校においては、土・日曜日は休養日とする。高等学校においては、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるように、ある程度長期の休養期間を設けること。
- ※ 中学校において、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③ 活動時間

〈中学校・高等学校〉

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終えることとする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。
- ※ 高等学校においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の状況に応じて、活動時間を設定すること。ただし、長時間にならないようにすること。

(2) 朝練習の実施

朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても検討した上で実施する。

〈年間練習計画への位置付け〉

- ・職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。特に、中学校においてやむを得ず実施する場合には、希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わないよう配慮する。
- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。

〈家庭との連携〉

- ・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会等について検討する。
- 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会等を精査する。

終わりに

- 「県方針」は、本県の実情を踏まえ、生徒の視点に立った部活動の改革に向けた具体的取組について示すものであるが、「国のガイドライン」において、今後の少子化の進展の中で、ジュニア期のスポーツ環境の整備については、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築にも言及されている。
本県においては、こうした動きなども注視しながら、競技力や技能の向上の観点からも、競技団体等の関係機関とも連携を深め、さらなる適正な部活動の運営を推進していくこととする。